

# 【外国籍の方の免許制度の変更】

令和7年10月1日から外国籍の方の免許取得・更新等の各種手続において、下記のとおり申請時に提示等する書類の変更がなされます。

## 【免許取得時（新規・失効・外国免許切替）】

改正前（9月30日まで）		改正後（10月1日から）	
住民票あり	住民票なし	住民票あり	住民票なし
住民票の写し	旅券 + 一時滞在証明	在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写し	外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

## 【免許種別の追加】

改正前（9月30日まで）		改正後（10月1日から）	
住民票あり	住民票なし	住民票あり	住民票なし
運転免許証	運転免許証	運転免許証 + 在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写し	運転免許証 + 外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

※ マイナ免許証の方はマイナ免許証の提示のみで手続き可能です。

## 【免許更新】

改正前（9月30日まで）		改正後（10月1日から）	
住民票あり	住民票なし	住民票あり	住民票なし
運転免許証	運転免許証	運転免許証 + 在留カード or 特別永住者証明書 or 在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写し	運転免許証 + 外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

※ マイナ免許証の方はマイナ免許証の提示のみで手続き可能です。

## 【記載事項変更（住所の変更）】

改正前（9月30日まで）		改正後（10月1日から）	
住民票あり	住民票なし	住民票あり	住民票なし
運転免許証 + 住民票 or 住所を確認するに足る書類	運転免許証 + 住所を確認するに足る書類	運転免許証 + 在留カード or 特別永住者証明書 or 在留資格、在留期間等が記載されている住民票の写し	運転免許証 + 外務省等発行身分証明書類等 or 公的機関等発行住所確認書類

※ マイナ免許証の方はマイナ免許証の提示のみで手続き可能です。

この件に関する問い合わせ先      岡山県警察本部交通部運転免許課  
 電話番号086-724-2200